

議案第 37 号

生駒市重度心身障害者等福祉年金条例を廃止する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市重度心身障害者等福祉年金条例を廃止する条例

生駒市重度心身障害者等福祉年金条例（昭和 42 年 4 月生駒市条例第 9 号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の生駒市重度心身障害者等福祉年金条例（以下「旧条例」という。）第 3 条本文に規定する者又は旧条例第 4 条に規定する児童に該当する者又は児童については、旧条例の規定は、平成 22 年 3 月 31 日までの間に限り、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第 6 条第 1 項中「48,000 円」とあるのは、「24,000 円」とする。